

藤沢市都市計画の提案に係る規模を定める条例の制定について  
藤沢市都市計画の提案に係る規模を定める条例を次のように定める。

2017年（平成29年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

#### 藤沢市都市計画の提案に係る規模を定める条例

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第15条ただし書の規定に基づき定める都市計画の決定又は変更の提案をすることができる一団の土地の区域の規模は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第3号に規定する高度利用地区の区域に限り、0.1ヘクタールとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、多目的ホールを併設したホテルの誘致等の促進のため、都市計画法施行令第15条ただし書の規定に基づき、都市計画の決定又は変更の提案をすることができる一団の土地の区域の規模を高度利用地区の区域に限り引き下げる必要による。